

Title	中世独逸の建設都市と商人仲間：特にゴスラアルについて
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.1 (1940. 1) ,p.39(39)- 70(70)
JaLC DOI	10.14991/001.19400101-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19400101-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

この書は故福田徳三博士に依つて明治三十二年に吾國に翻譯せられてゐる。即ち、ルヨ・ブレンタノ、福田徳三合著「勞働經濟學」がそれである。

(註五八) Ebenda, S. 36.

(註五九) Ebenda, S. 35-36.

(註六〇) Ebenda, S. 37.

(註六一) Ebenda, S. V.

(註六二) G. von Schulze-Gävernitz, Der Grossebetrieb, ein wirtschaftlicher und sozialer Fortschritt. Eine Studie auf dem Gebiete der Baumwollindustrie, 1892.

(註六三) Ebenda, S. 23.

(註六四) 技術の經濟學的、乃至社會科學的研究は單にシンツハイマーに依つて始めて人の注意を引くに至つたのではない。特にこの種の研究を、廣い意味に解してこれを求めれば、それは彼以前に既に多くの人々に依つて注意された所である。従つて技術の經濟學的研究の生じたのは、ブラッセー及びシェーンホーフ等の高賃銀論からのみの影響である、と斷ずることは甚だ輕率である。讀者の誤解なきやう一言する所以である。何れ機會があれば、私はこの問題を詳細に論じたいと考へてゐる。

尙ほ此處で當然讀者に傳へて置いていいことは、ブレンタノが既に先きに擧げた著作を公にするに先き立つて、大學の講義に於いて、「勞働の諸制度並に技術の生産に及ぼせる影響」に就いて、その研究を發表してゐたことである。(Brentano, Über das Verhältnis, S. VI.)

(昭和十四年十二月十五日稿了)

中世獨逸の建設都市と商人仲間

——特にゴスラアルについて——

高村象平

タキツスのゲルマニア誌には、「ゲルマニアの諸族には、一も都市に住むものもないことは、よく人の知るところである」(第十六章)と書かれてゐる。又民族大移動期に、このゲルマン民族がライン流域の諸ロオマ都市を荒廢に歸せしめたと傳へられてゐる。これ等を以てするならば、ゲルマン民族は、都市生活とは一見無縁なるかの觀が與へられる。然しその後十二世紀に至れば、彼等の居住する地は、數多く勃興せる都市を以て飾られた。そして次の世紀には、これ等謂ゆる中世都市は、市場・市廳・教會の三者を中核として構築され、又市會による統治組織と、商人・手工業者の團體結成と、独自の法制とを具えて、以てその形態を完成したのであつた。

ゲルマン乃至獨逸の都市に關して、一方古代末期或は中世初期と、他方中世後半期との間には、かくも極めて大なる相違が存する。この變化が如何にして惹き起されたか、又それが如何なる進路を辿つたのであつたかについて

は、かのアイヒホルン或はヒュルマンの獨逸中世都市制度成立史研究以來、既に一世紀の餘に亙る歲月の間に、幾多の學者によつて研鑽が重ねられてゐる。その研究の方法も、宮下孝吉教授の指摘されてゐる如く、最初、都市を取扱つて一般化的論結を得んと試みた」時代から、「主として個別的に市誌を取扱つた」時代を経て、「前期以來研究されて明かとなつた結果に基き、都市の個性をも考慮に入れて、これを總括せんとする」時代に移り變つて來た(1)。そしてこの間に公けにされた尨大な資料・文献を前にして、後學の徒には、最早説を挾むの餘地は全く存しないかの感がある。

然しながら、總括的研究の要請せられる現在に至つても、尙その總括に必要な個々の問題に關する研究が、既に盡くなし遂げられてゐるわけではない。又或る問題を繞つて既に多く論議され、そして一應解決されたと做される場合でも、このことは、該問題に對する支配的見解が、何等再吟味の要なくして、直ちに受け容れられるものであるといふことではない。例へば獨逸中世都市の起源に關して、周知の如く、イムニテト説、莊園法説、ギルド説、市場法説、農村共同體説、ブルク法説、市場的移住説等、諸學者によつて提唱され、現在においては、大體最後に掲げたリィチュルの解答が支配的となつてゐる觀がある。前記宮下教授のいはれる總括的研究の概ねにおいて、その基調となつてゐるのは、市場的移住説であるといつて大過はない。然しこれは謂ゆる建設都市(2)の起源に關して支配的な解決となつてゐるといふだけであつて、獨逸中世都市のすべてが、その成立を市場的移住乃至は商業聚落形成に負ふとは論斷出來ない。又一様に建設都市と概括されるものにあつても、個々の都市の中には、フォン・

マウラア乃至はフォン・ペロオの主張する農村共同體説、或はニツチュの莊園法説、又はゾオムの市場法説を以てその成立を説くこと適切なりとするもの無しとしない。従つて、問題を獨逸中世都市の成立に限つても、更に論點を都市起源の基調に限定しても、尙吟味すべき箇所は多分に殘されてゐるといはねばならない。

本稿において私は、中世都市の起源に關する前記の諸説を逐次検討する意圖を持つのではない。又その研究上における趨向を概観しようとするものでもない。問題とするところは、廣くいへば獨逸中世都市制度の成立に關するものであるが、その中で、この市制成立上、謂ゆる商人ギルドは關與したか否か、若し關係ありとせば、それは如何なる程度においてであつたかを見んとするにある。ここにいふ都市とは、十二世紀後半以來その姿を中世史上に現はし、十三世紀においてその盛時を展開した建設都市を指す。しかも、獨逸全體の地域における建設都市について見るが如きは、爲し得るところでなく、僅かに北獨逸の一部のそれに限局せるものである。但しこの場合、北獨逸の建設都市にあつても、建設後急速なる發展を示し、短時日の間にその端緒期に比して著しく容貌を變えた都市を採ることは避けて、「中世末に至るまで、都市の獨立が失はれるに至るまで」、初期における諸特質を保有したと做される都市ゴスラアルに重點を置いて(3)、以てその統治組織の成立上における商人ギルドの役割を尋ねんとする。従つて本稿の結論を以て、中世獨逸建設都市一般はおろか、北獨逸のそれ等だけにでも多かれ少かれ該當するといふが如き態度は、最初から意圖してゐない。ただ現在迄において既に十分批判され盡してゐるかに見られる問題にも、尙これを改めて採り上げる餘地の存することを示す上の一例として、ここに述べるに過ぎない。

いまここに獨逸中世都市統治組織の形成と商人ギルドとの關係についての諸研究を、問題史的に記述することは省略するが、一言その大要をいへば、ヴィルダやギルケの商人ギルド始源説が、グロッスやヘゲルによつて夙に反駁された後(4)、ニッチェ、ヨアヒム等による謂ゆる大ギルドが市制成立上の中核を爲すとの再提唱も(5)フォン・ペロオによつて嚴しい批判が加へられ(6)、爾來、初期の商人ギルドと都市統治組織形成との間の關係を探ることは最早無用なるかに觀ぜられてゐるのであつた。然しフォン・ペロオに對する再批判が存しないのではない。殊にレヒリッヒの「リュベック市場」研究を中心とする論争は(7)、當のフォン・ペロオの死去によつて中斷されて了つてはゐるが、都市建設擔當者のギルドの性格の問題を繞つて、吾々に教ふところ甚だ多い。それは今後思ひを獨逸中世都市に致す者に對して、その採否はとにかくとして、一應は考慮すべき針路を暗示してゐるものとも考へられるのであるが、その若干に就いては、後に觸れるところである。

(1) 中世獨逸都市制度研究序論(社會經濟史學、第三卷第八號)、三一七頁。

(2) 増田四郎教授は、中世獨逸都市を「司教都市を代表とする古き時代よりの諸都市」と、「建設都市の總稱を以て呼ばれる新しき市場的移住諸都市」との二類型にわかち、夫々の内容を次の如く簡潔な表現を以て、残りなく示されてゐる。即ち「司教都市によつて代表される諸都市とは、最初土地領主たる司教の私的支配を中心に發生し、のち司教權力の増大とともに、封建貴族としての都市領主たる司教を通じて漸次に自らの法的地位を公的に昂めゆき、終には都市領主に對する『權利のための闘争』を経て、獨自の民主的法制を獲得した諸都市であり、」建設都市とは、十二世紀中葉以降各地にその萌芽を見らるゝ領邦化的傾向と、國土及び商業交易のめざましき擴大發達の波に乗じ、有力な領邦の諸侯君主が、自領の經濟

的繁榮を計らうがため、新規に政策的配慮を以て建設した諸都市である。」「獨逸都市法形成の社會史的基礎」、東京商科大学研究年報、法學研究(4)二九七頁。

(3) Karl Frölich, Die Verfassungsentwicklung von Goslar im Mittelalter. S.-A. aus der Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Bd. 47. Germanistische Abteilung. (Weimar. 1927.) S. 10, 200-501.

フロムラールが中世獨逸諸都市にあつて有する獨特の特徴として、(一)フロンツヒ教授は次の如きものを擧げてゐる。(一)長い歳月に亘つてサクセン及びフロンマン諸王との間に結ばれた密接な關係、(二)従つて王領地政策に關して、更には十一世紀におけるフロムラール代官管區の中心地として演じた役割、(三)ラムメルンク鑛山の經營が經濟生活に、又後年の都市共同體の構成に及ぼした影響。(Eberda, S. 3)

(4) Wilhelm Eduard Wildt, Das Gildenwesen im Mittelalter. (Halle. 1831.)

Otto Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht. Bd. 1. Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft. (Berlin. 1868.)

Charles Gros, The Guild Merchant. Vol. 1. (Oxford. Imp. of 1927.)

Karl Hegel, Städte und Gilden der germanischen Völker im Mittelalter. (Leipzig. 1891.)

(5) Karl Wilhelm Nitzsch, "Über die niederdeutschen Genossenschaften des 12. und 13. Jahrhundert" und "Über niederdeutschen Kaufgilden," in den Monatsberichten des Berliner Akademie 1879, S. 4 ff und 1880, S. 370 ff (後を遺稿全集の101頁「獨逸の諸都市」(1907)に転載)。Derselbe, Die Übertragung des Seester Rechts auf Lübeck und der älteste Marktverkehr des deutschen Binnenlandes, Hansische Geschichtsblätter. Jg. 1880-81. S. 9 ff.

Hermann Joachim, Die Gilde als Form städtischer Gemeindebildung, Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst, Jg. 26. Hft. 2. (Trier. 1907.) S. 80 ff.

この兩者の論據乃至結論が同一でないことは勿論である。ヨッヒムによれば、都市共同體は、當初、定住商人と手工業に従事する者との間に結成されたギルド乃至宣誓組合の形態を以て形成されたといふ。

(6) Georg von Below, Die Bedeutung der Gilden für die Entstehung der deutschen Stadtverfassung, J.B. 4. Nat.-Oek. u. Stat. III. F. Bd. 3. (1892). S. 56 ff.

Derselbe; Stadtgemeinde, Landgemeinde und Gilde, Viertelj. f. Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte. Bd. 7. (1909) S. 411 ff.

(7) Fritz Rörig, Der Markt von Lübeck. Topographisch-statistische Untersuchungen zur deutschen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. (Leipzig. 1922) 此れはその後補註が加へられて、次の論文集中に收められてゐる。Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte. (Breslau. 1923.) S. 40 ff.

v. Below, Bespr. Der Markt von Lübeck. V. S. W. G. Bd. 18. (1924). S. 245 ff.

Derselbe, Eine Erneuerung der hofrechtlichen Theorie. V. S. W. G. Bd. 20. (1927). S. 131 ff.

二

ライン右岸の獨逸中世都市の大部分が、既存の王宮・城砦・その他重要地點の傍に、謂はば計畫的に建設せられたものであるとは、リィチェルの夙に指示するところである。彼の言葉を以てすれば、右の諸都市の形成は市場的移住(Marktsiedlungen)に胚胎する(1)。この移住地乃至新聚落として選ばれた場所は、商業取引に便宜な地點であり、この交易の便なることが、國王・土地領主が自領の經濟的繁榮を策して都市を建設する上に留意するところであつた。然し都市建設は、必ずしも土地領主乃至都市領主のイニシアチヴに出づるものとは限らない。この有利な交易の行はるる場所を訪れる商人、或は既にここに定着せる者が、建設を計畫することもあり得た。

ところで、都市領主としての諸侯君主に招かれて移住し來れる者、又は後年都市たるべき聚落に居住せる者乃至は旅商としてこの地を來訪せる者とは、如何なる人々を指すのであるか。再びリィチェルによれば、これ等市場的移住は、舊ロオマ都市の住民と異なり、すべて Mercatores, negotiatores (Kaufleute) より成り、メルカトオレスとは、商業及び手工業に従事する者であるといふ(2)。即ち彼は、謂ゆる廣義の商人(市場において取引を行ふすべての人)を以てメルカトオレスと做すのであつて、この見解は、ヘエゲル(3)或はフォン・ペロオも亦(4)採るところであつた。

然しながら、資料に記載されたメルカトオレスは、恆に、本來の商人及び手工業者を含ませての意味に終始するのではない。これはフレリッヒ教授のいはれるところであるが、「文書にメルカトアル又はこれに類する語が記載されてゐる場合、これは屢々『取引を行ふ人口の總體』の意味で用ゐられる。然し例外なく全部がさうであるといふのではない。特に、その文書において、遠隔地商業に關した特權だけが述べられてゐる場合、従つて本來の商人のみが關心を寄せる事柄の場合には、さうではないのである(5)。教授のこの見解は、その後フランツ・バイヤール教授の賛同を受けてゐる(6)。

私は、メルカトオレスには上記の廣義の商人を指すこともあるが、然し又フレリッヒ教授のいはれるやうに、文書の中で實際の商人のみが問題となるやうな場合には、狹義の商人の意味のみに限定すべきかと思ふ。いま、北獨逸におけるメルカトオレス乃至ネゴチアトオレスに對する古い特許文書として屢々引用されるもの若干を拾つて

みると(7)、それ等に記載された特権内容は、關稅の免除、市場交通の便宜乃至整備、或は市場地區利用に際しての負擔、地割乃至家屋より生ずる賃貸料收益權、共有地の利益權、又は下級市場裁判權の賦與、市場管理の委讓等に關するものである。即ちフレリッヒ教授のいふ「本來の商人」にとつての利害問題に係るものが多いのであつてその特権が全住民に關する類の場合には、特にこれを商人と住人(*regentors et habitators*)に賦與すると記載されてゐることがある。このハビタトオレスについては後に觸れるところであるが、いまここにその内容に關說せずとも、ネゴチアトオレス乃至メルカトオレスが、市場的移住の行はれる以前又は行はれた時の、一定範圍の特定者を指すことは明かである。即ちこれ等諸特権は、特定者、本來の商人に賦與されたのであつた。換言すれば、その諸特権は、或る地における狹義の商人の全體に與へられたのである。

この場合、これ等商人の全體に、或る特権が賦與されるといふことは、その授權行為の背後に、彼等商人が一團として見られてゐることを豫想するものでないであらうか。換言すれば、商人共同體なる人的結合の存在を意味するものではないであらうか。このことは資料によつて裏書きされないのであるけれど、若しこの想定にして當れりとするならば、初期の文書に現はれたメルカトオレスとは、この團結した狹義の商人、商人團體を指すことになる。ヘルバート・マイヤー教授は、「市民が都市裁判に關與したことからして、都市領主の代官は、行政問題においても市會と評議するやうになつて行つた。帝國都市・司教都市における國王の保護の下にあつた商人共同體は、ずつと以前から市場關係事項について一定の自治を有してゐたのであつた」といはれてゐるが(7)、これは前記想定に

對して側面から支持を與へるものであるかに受け取られる。又市場開設の諸特許狀に掲げられた條項、例へば一定範圍の裁判權賦與・裁判收入の分配、或は牧地の共同所有等を顧みてみても、これは彼等商人が或る種の組織を有してゐたことを前提とすると考へられる。さうでなければ、賦與された特権の遂行・實現は不能に終るのではなからうか。當時の旅商が仲間を作つて行を共にしたことからして、定住商人の間にも組織結成があつたと推定することは無理でもあらうが、最近フレリッヒ教授が、北獨逸の諸都市の端緒期におけるメルカトオレスが宗教上、人的共同體を爲してゐたと確認されたことから(8)、この商人團體が獨り宗教的目的の團結たるのみに止まらず、經濟的目的をも持ち、又聚落形成上にも機能を果たした團結であつたと推論することは可能であるかに思はれる。かくて、市場的移住地乃至商業聚落のメルカトオレスの間には、市場建設の特許賦與以前から或る組織が存し、そしてこの組織・團結に市場開設の特許狀が與へられたと見られる。但しこの見解は、手工業者を除いた純粹の商人のみの團結が、すべての都市建設前に既に存してゐたといふのではない。商人團體としては、建設を機として結成されたものもあつたことを認めねばならない。

その孰れなるにせよ、ここにこの團體について、それがギルドであつたか否かの問題が生じやう。この解答は、ギルドの概念内容如何によつて決定せられるところである(9)。そこでギルドの概念規定が採り上げられるわけになるのであるが、然しそれが如何に定められ、それに基いて市場的移住期に商人ギルドの有無を論じたところで、問題は一向に進展しないであらう。要は、右に考察した團結乃至人的紐帶が存したか否かの點に在り、更にこれが存在

したと做されるとき、その爲めに建設都市の後年の構成に如何なる影響が與へられたかを知るにある。従つて、嘗て商人ギルド始源説を繞つて行はれた論争を、ここに再び顧みることが無用である。若しギルドといふ言葉にこだはるならば、右の初期のメルカトオレスの間における組織は、ギルド類似のものであるといへばよいであらう。私にはここにこの團結を商人仲間と呼び、以て謂ゆるギルド(手工業者ギルド及び後年の商人ギルド)と區別して置く。扱て、或る地のメルカトオレスが商人仲間なる人的結合を構成してゐたとし、この團結に對して、特許狀が土地領主乃至都市領主から賦與されたとするならば、建設都市の成立には、商人仲間の全部或はその代表機關が参加することになる。これは都市建設のイニシアチヴが、領主側にある場合でも、又はメルカトオレスの側にある場合でも變りはない。この初期のメルカトオレス(商人仲間)が都市建設に參劃したといふことは、後の市制成立上に何等かの關係を持つであらうか。これを肯定し、その遺せる影響を確認した見解として、ここにリュベック市建設に關するレエリッヒ教授の研究が擧げられる。

ザクセン公ハインリッヒ獅子王のリュベック新建設は、從來多くの學者によつて採り上げられたところであるが、レエリッヒ教授は、同市の土地臺帳を詳細に檢索して、リュベック市場の地割の所有關係を尋ね、又フライブルク・イム・ブライスガウその他の建設都市に關する諸研究を援用して、次の成果を得られた。即ちレエリッヒ教授によれば、ハインリッヒ公はリュベック市場建設事業を、有力な市民の一團に請負はしめたのであつた。これ等請負者レエリッヒ教授の謂ゆる企業家組合(Unternehmerkonsortium)の成員は、ウエストファレンやニイダザクセン地方から出でた富有な遠隔地商人乃至大商人より成る。彼等は、その活動と、新都市建設に對する投資の危険の引受との代償として、市場地割及びその上に設けられた建物を得た。この都市領主から與へられた所有權を持つ企業家組合員が、後にリュベック市會が形成された時、議員になつたのである(10)。

かかるレエリッヒ教授の結論は、リュベックなる建設都市に特有な諸條件に基いて形成された成果であつて、これをリュベック以外の諸建設都市に及ぼすべからずと做されるであらう。然し、假令それがリュベックだけに關するものであつても、教授の見解が一般的研究にとつて重要な手懸りを與へるものであることは、フレエリッヒ教授と共にこれを認めねばならない(11)。先づレエリッヒ教授の結論からして、建設都市の市會の成立を顧みる場合の新しい着眼點が吾々に與へられる。例へば、リイチェルのこれに關する説を見ると、市場的移住は後年防備されて都市となり、ここには商人的慣習法に従つて裁判が行はれたのみならず、それは一の地域團體として特別な共同體を形成し、この共同體が商工業管理の爲めに作つた委員會から市會が生れたといふのである(12)。然るにレエリッヒ教授の見解を採るならば、市會の成立は、市場建設前に、都市領主(或は市場領主)が建設協力者に對して賦與した特許に基因するといふのであるから、初期の都市統治は、始めから特權を與へられた一人によつて行はれることになる。即ちこれは、都市の統治者を以て、漸次に成長して行つた上層階級であると做すリイチェルの立場と異なる觀方であつて、謂ゆる企業家的建設が行はれたと考へられる都市では、一應この見解を顧慮する必要が生じて來るわけである。次にレエリッヒ教授の觀點が、建設都市の考察に與へたものは、都市建設後における都市上層階

級の諸特権が、その建設期の事情に派生するといふ點である。彼等上層者が享受した特権としては、公法的領域に關するものでは、都市行政・裁判への參與があり、私法的領域では、經濟的収益多き事業遂行權が讓渡されたことや、その有利な事業の獨占權確保等がある。レェリッヒ教授によれば、初期の織物商(Gewandschnitt)經營、海上貿易遂行等は、特殊的職業として見られるのではなく、建設企業家への留保權に基くものであり、このことが、中世において織物商人が優越的地位にあつた根據である(13)。更に建設企業家は、都市たるべき地の土地所有權(何等負擔なき)を讓渡される場合もあつた。

扱てレェリッヒ教授がリェベックにおいて見出した建設企業家組合は、前述の如く一團の本來的商人である。この組合は、共同の所有財産、共同の集會所を有し、加入は自由であり、且つ社交團體でもあり社會的封鎖團でもあつたギルドに外ならないとは、レェリッヒ教授が強調されるところであつた(14)。果してギルドなりや否やは、フォン・ペロオ教授との間に交はされた論争點の一つであるが、これに關説することは上記の理由から避け、ここにはレェリッヒ教授が企業家組合のギルド的性格を示されたといふに止める。即ちこれは、曩にみたメッカトオレスと類を同じうするもの、従つて商人仲間であると規定することが出来る。して見れば、レェリッヒ教授の研究によつて、吾々は、商人仲間が市場・都市建設に參與したことが、後の都市制度の構成に決定的方向を與へるものであることを教へられたわけである。換言すれば、建設都市の統治組織に、商人仲間なる團體的要素が認められることの證左を與へられたのである。

(1) Siegfried Rietschel, Markt und Stadt in ihrem rechtlichen Verhältnis. (Leipzig. 1897.) S. 50.

尚リィチエルの右の書における主張の概要は、奥井復太郎教授が本誌第二十一卷第十一號所載の「市場と都市發生——中世獨逸市制起源に關する一考察」(五〇頁以下)に述べられてゐることに依る。

(2) Ebenda, S. 140-1.

(3) Karl Hegel, Die Entstehung des Deutschen Städtewesens. (Leipzig. 1898.) S. 104 ff.

(4) Georg von Below, Der Ursprung der deutschen Stadtverfassung. (Düsseldorf, 1892.) S. 45; Derselbe, Stadtgemeinde, S. 432. Anm. 2.

(5) Frölich, Verfassungsentwicklung. S. 86.

(6) Franz Beyerle, Zur Typenfrage in der Stadtverfassung, Z. S. R. G., G. A. Bd. 50. (1930), S. 6. Anm. 1; F. Keutgen, Urkunden zur Städtischen Verfassungsgeschichte. (Berlin. 1901.) Nr. 7 (Bremen), 71 (Magdeburg), 8 (Gandersheim), 76 (Jena a. U. und Naumburg), 99 (Allensbach), 77 (Halberstadt), 78 (Quedlinburg).

(7) (國語紀要)。Herbert Meyer, Freiheitsroland und Gottsfrieden, HGBL. Jg. 1931. S. 52. Anm. 161.

(8) Karl Frölich, Kirche und städtisches Verfassungsleben im Mittelalter, Z. S. R. G., K. A. Bd. 22. (1933). S. 264-5.

(9) Ebenda, S. 243. Anm. 2.

(10) Rösig, a. a. O.

(11) Karl Frölich, Zur Verfassungstopographie von Köln und Lübeck im Mittelalter, Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertumskunde. Bd. 22. (1925). S. 398 f.

(12) Rietschel, a. a. O. S. 162 ff. 及び奥井教授の前掲論文、七〇—一頁參照。

(13) Rörig, a. a. O. S. 64. S. 117. Ann. 55. 貨幣物商のついで Bittigs, S. 220 f. 参照。

(14) Rörig, a. a. O. S. 54.

三

レェリッヒ教授の見解は、然し、これをすべての建設都市に及ぼし得ない。リュベックはここに断るまでもなく、バルト海に望む新興商業都市であり、謂ゆる植民地獨逸における建設都市である。従つてここにおける諸事情は、舊來の獨逸(獨逸本國)の地域における建設都市のそれ等と、著しき相違がある。例へば傳統の有無を考へただけでも、新しき植民都市リュベックと、古來の獨逸におけるドルトムンド、ミュンスタア、ゾオエスト、ゴスラアル等の諸都市とは、謂はば進取的な企業家精神の自由な活躍の餘地に著しき相違あること、容易にこれを推察し得るところである。ここにおいて、本稿の課題を果す爲めには、古き東縛のある場所の傍に設置された市場的移住における商人仲間の役割と、前記レェリッヒ教授の得られた成果とを對比することが必要になつて来る。

ワルター・シタインは、オットオ諸帝治下の獨逸帝國における最も重要な且つ最も有名な市場地であり、そして新市場建設に際して規範となつたものを、それ等が文書に現はれた年代順に従つて十五ヶ所擧げてゐるが(1)、その中で三分の二は舊ロオマ帝國領内にあり、残りの五ヶ所(マグデブルク、ドルトムンド、ゴスラアル、ヴェルツブルク、バムベルク)がドナウ河の北方・ライン河の東方にあつて舊ロオマ領外に在るものであつた。この後者の中、北獨逸に位置する建設都市として、ゴスラアルについてはカール・フレェリッヒ教授の詳細な研究があるから、いまこれに

レェリッヒ教授の觀方を當ててみよう。

フレェリッヒ教授によれば、ゴスラアルの市場的移住は十一世紀の始めであり、十二世紀初頭には實質上都市共同體に發展するに至つてゐた(2)。この後年における都市の先驅であり且つその核心をなした市場聚落は、商業目的の爲めに計畫的に建設されたものであつて、その成立は市場領主・都市領主としての國王のイニシアチヴに出づる(3)。これはゴスラアルがザリール王朝(1024—1125年)の國王居城の所在地であり、又その近くのラムメルスベルクからは銀及び銅が産出されたことと關聯する。更にこの間の事情からして、ゴスラアルが都市共同體に轉化する以前に、居城地域と、鑛山村落と、市場聚落との三者の並存より成つてゐたことの理由が解る。

扱て、市場的移住は、特許文書に「ゴスラアルの商人(Mercatores de Goslar)」より成る。1038年コンラッド二世がクェドリンブルクの商人(negotatores de Quedlinburg)に與へた文書に、ゴスラアル及びマグデブルクの商人における同様の範疇と裁判とに従つて生活すべしと云ひ、續いて下級裁判權及び市場行政權を賦與すること、その行使によつて得たる罰金の四分の一は都市裁判官に、四分の三は商人(Mercatoribus)に屬すべきことを定めてゐる(4)。これからして十一世紀前半、ゴスラアルのメッカトオレスは、右と同一内容の權限を有してゐたことが解り、更に、夙にリィチェルが指摘してゐるやうに、ゴスラアルに商人仲間が存在せることが示される(5)。それが右の文書に「ゴスラアルのメッカトオレス」なのである。

このメッカトオレス(商人仲間)が、建設都市ゴスラアルにおいて演じた役割は、フレェリッヒ教授の研究によれ

は、リュベックの企業家組合におけるものと甚だ一致する。即ち彼等が、手工業者とは別個の結合をなしてゐたこと、手工業者と異つて都市制度上(例へば市會への參與)に優越的地位を占めてゐたこと、經濟的領域において特權(織物商經營の留保權(6)、そして恐らくは醸造業も(7))を得てゐたこと等は、これを彼等の嘗ての組織に由來するものとし、又彼等が最初から公法的及び私法的領域においてすぐれてゐた人的結合であつたと做す場合に、最も明瞭に説明され得る(8)。但しこのことは、レエリッヒ教授のいふやうに、このゴスラアルの商人仲間も亦、企業的活動をなし、その代償として經濟的・法律的特權を、都市領主としての國王より賦與されたといふのではない。彼等を以て建設企業家の一團と推定することは、資料の上からこれを爲し得ないところである。然し彼等が企業家的性格を缺くとも、尙遠隔地商業乃至卸商業に従事せる一群の商人が、國王から公法的・私法的特權を賦與されたことは、容易に推斷し得る。何となれば、彼等は、當初國王高權に屬せるラムメルスベルク鑛山の採掘と、その鑛石販賣に際しての課税との點から見ても、特殊的關係にたつ者であつた故である。従つてその賦與された特權とは、リュベックにおける企業家的活動に對する代償と、類似せる性質を帯びるといはねばならない。

次にゴスラアル市會の成立についてフレリッヒ教授のいはれるところは、リュベックの見解よりはレエリッヒ説の妥當なることである。ゴスラアルに傳承されて諸資料には、全市民によつて形成された委員はなく、それ等には、建設者の後嗣たるが故に、市民共同體の代表となつた一團の特定者が認められる(9)。彼等は市會といふ語が使用されるに至らない前から、既にその當初よりの權利に基いて、事實上の市會組織を構成してゐたし、後に市會

が成立するや、彼等はこれに議員として參與してゐる。その代表權は彼等の本源的權利に發するものであり、リュベックのいふやうな都市共同體選出の代表者の資格によるものではなかつた(10)。これがフレリッヒ教授のいはれる大意である。

然しながら、既に言及したやうに、ゴスラアルには、リュベックになかつた諸事情が存する。その一つは、國王の居城の存在、そして後の王の代官管區の中心があつたといふことである。他は鑛山に關する事情である。先づ前者については、玉城と近接することから、市場領主・都市領主としての國王が、ゴスラアル統治組織の上に及ぼせる影響甚だ大であつたことを指摘し得る。それはザリール諸王がゴスラアル城に滞在されること多かつた場合においても、亦十一世紀後半ゴスラアル代官管區の創設と共に、ゴスラアル及びその周圍の一帯の地がこれに統合されて、管區内の司法・行政・軍事權が王の代官の手中に移された場合においても、變りはなく、これによつてゴスラアル市場共同體の急速な獨立化は阻止されたのであつた(11)。次に、この都市領主の地位の優越なる事情と並んで、ゴスラアル市場聚落の近傍に、多くの騎士及び鑛業者が、市場的移住期に既に定住せることから、ゴスラアルの特殊性が生ずる。

騎士の一部は貴族であり、他は主として國王のミニステリアルであるが(12)、彼等の中には市場聚落たるべき土地の一部を所有する者があつた(13)。即ち、聚落範圍はすべて國王の自由に處し得るところでなかつたのであつて、市場建設に際しては、彼等の權利を顧慮せねばならなかつたのである。ここに市場の建物及び聚落地に對する所有

者として、メルカトオル以外に騎士出身の家族があつたといふこと、ゴスラールの最初の共同體組織に既に騎士層が介在したといふこと、更に市會の存在が明かになる時以來、市會には商人上層の外に騎士家族が議席を擁したといふことの根拠が存する(14)。これは、レエリッヒ教授の検討された初期のリュベックにみる如き事情と異なる點である。尙フレリッヒ教授は、ゴスラール市制に騎士要素の介在せることを目して、それが都市領主の利益に出づるところ多いと做されてゐる。即ち、都市領主に從屬或は協力する有力騎士層を市民的共同體の行政に參與せしめることは、都市領主の優勢を維持する所以であつたといふのである(15)。最後に、ラムメルスベルクの鑛山經營は當初國王の直接行ふところであつたが、ゴスラールの市場的移住が盛んな頃には自由民の手中に移されてをり、次いで十二世紀には鑛業者組合が結成されてゐた。鑛山村落がラムメルスベルク山麓にあつたことは既に一言したところであるが、この外に市場聚落から遠からぬフランケンベルクの地にも鑛夫は定住してゐた。十二世紀初頭後者がゴスラール市域に併合された後、その組合員(Silvaner)は、メルカトオレス及び騎士と並んで、ゴスラール統治組織に介入するに至つた。彼等は市會成立の際には、これに參與してゐる(16)。

これを要するに、ゴスラールの初期における統治組織に役割を有した者は、メルカトオレス・騎士・鑛業者の三者であつて、メルカトオレスのみではない。かくてその経過を辿る時、レエリッヒ教授がリュベックについて示されたやうな發展のみがあつたのではないことが解る。然しながら、この他方において、レエリッヒ教授の方法は、これを建設都市研究の一つの類型と評價することは誤りではあるまい。殊に、市制成立後の上層商人が、企業家的活動

に基くと、又はこれなくして國王から賦與された特權に基くとを問はず、最初から都市共同體の行政上に優勢的地位を占めてゐた者乃至その後嗣であることを指摘された點、即ち後の事象に起源的な地位(經濟上・法律上)の跡が残存せることを注意された點、従つて後來の移住者が謂ゆる完全市民たり得なかつた理由を、遡つて初期の事情に求むべきこと等は、注目すべきものであらう。本稿の課題に關する限りにおいては、市場・都市の建設に際して、商人仲間(メルカトオレス、或は企業家組合)が最初から法律上及び經濟上の特殊的地位を以て、この新共同體に組み入れられること少くないといふ結論が、重要なのである。しかもこれが、個々の場合においては、領主の勢力關係や建設過程に介在するその他の事情に従つて、種々な發展形態をとること、上記ゴスラールに關する一例から推斷し得るところである。その相違は植民都市と本國都市との間に生ずる許りではない。等しく獨逸本國における建設都市であつても、差異は生ずる。

(1) その各々を文書の日附と共に掲げれば、マグデブルク(九八九年)、ドットムンド(九九〇年)、ケルン(九九四年)、マインツ(九九四年)、ウォルムス(九九八年)、コンスタンツ(九九八年)、チュウリッヒ(九九九年)、トリエムル(一〇〇〇年)、カプレン(一〇〇一年)、レゲンスブルク(一〇三〇年)、アウグスブルク(一〇三〇年)、ゴスラール(一〇四〇年)、一〇四二年)、ヴェルツブルク(一〇六二年)、ムムスル(一〇六二年)、バーゼル(一〇七五年)。この文書に現はれた日附が夫々の市場成立の日附でないことは勿論である。(Walter Stein, Handels- und Verkehrsgeschichte der deutschen Kaiserzeit. Berlin. 1922. S. 17-8.)

(2) Frölich, Verfassungsentwicklung. S. 11-2.

- (3) a. a. O. S. 37.
- (4) Keutgen, a. a. O. Nr. 78 a.
- (5) Rietschel, a. a. O. S. 91.
- (6) Frölich, Verfassungsentwicklung. S. 115.
- (7) Karl Frölich, Zur Topographie und Bevölkerungsgliederung der Stadt Goslar im Mittelalter, HGbll. Jg. 1920-21. S. 145. Anm. 1.
- (8) Frölich, Verfassungsentwicklung. S. 96-7.
- (9) Ebenda. S. 97.
- (10) Ebenda. S. 99.
- (11) Karl Frölich, Zur Ratsverfassung von Goslar in Mittelalter, HGbll. Jg. 1915. S. 5.
- (12) Ebenda, S. 5.
- (13) Frölich, Verfassungsentwicklung. S. 38-9, 41-2.
- (14) Ebenda. S. 46-7.
- (15) Ebenda. S. 100-1.
- (16) Frölich, Ratsverfassung. S. 6, 10.

四

以上に考察した初期の商人仲間の地位乃至その組織については、そのすべてが當時の資料に基くものでなく、推

定によるところが尠くない。然しながら、傳承資料なき爲めに確實さを缺く點も、その初期の事態に関する後年の資料から明かにされる限りは、これを顧みるに足らずと做し得ないであらう。例へば、ヨアヒムが、フライブルク・イ・ブライスガウの端緒期における *comunitas* (誓約團體) を以て獨逸語のギルドに該當するとし(1)、又前掲レヒッヒ教授が企業家組合にギルド的性格を與へたに對して(2)、フォン・ペロオの反駁した根據の一つは、ギルド結成を示す資料を缺くことである(3)。これは嚴正なる史家として、當然採るべき態度であらう。然し、殘存資料なしとしても、又不確實なる結論と雖も、その問題の史的經過の検討によつてこれを正當化することは可能である。殊に中世都市の初期に関する資料については、それが單に残存するもの少いといふ許りではなく、殘存資料にも偽作並びに改竄が多數あることを指摘されてゐるのであるから、資料の有無からだけでは、史實の適正なる解明を缺く恐れ尠しとしないのである。

扱て前節においては、初期の商人仲間の事情を、後年の都市統治組織から遡及して探る方法に従ふところ多かつたのであるが、いまこれを、違つた問題を中心に再度顧みることを試みる。その結果得られた結論が、上述のものと一致するか、少くとも大なる差異がないものであるかの場合には、前記の商人組合の性格と役割との考察に関する不確實さは減するわけである。

上述せるところによれば、建設都市の端緒期において、商人仲間が大なる役割を演じた場合、後年市會の成立の際に、その構成員の中に、特に大商人の代表者が見出される。然しながら、これを殘存文書に徴するに、市會議員

を送り出す一定範囲の人々は、メルカトオレスの稱呼を帯びてゐない。都市制度上、優越せる市民層は *burgenses* と呼ばれてゐる(4)。これを、ゴスラールについて見れば、この語は十二世紀末以降の文書に現はれるのである(5)。いま、これを裏書きするかに思はれるフランツ・バイヤレ教授の研究がある。教授が、ブルグンド諸都市(チュウル、ロオザンヌ、デネエヴ、ベザンソン、リオン、グルノオブル等)について検討された結果、これ等においては *burgum* (*bourg, borgo*) なる語が特定の意味で使用されてゐることを指摘された。それは、司教都市内の舊市場地区に接し、舊き障壁の外側に設けられた新市場を意味する。元來ブルグムなる語は、ゲルマン系であるが、ゲルマン領域では十二世紀頃まで、防備された場所、次いで行政の中心地なる意味で使用されてゐたに反し、隣接ロオマン領域(伊太利・ブルグンド・北佛蘭西)では、夙に、非常時には容易に防禦し得るやうな封鎖的街路構造を有した新市場聚落の意味に變つてゐたのであつた(6)。この新市場の住民が、バイヤレ教授によれば、ブルゲンセス (*burgensis, burgete*) である。それは、市場定住者、定着商人の意である(7)。そして十二世紀始め、ブルグム市場聚落なる用法が獨逸語地域に移されると同時に、市場定住者の意味において、ブルゲンセスの語が獨逸文書に現はれるやうになつた。教授はこれが、ブルグンドからフライブルク・イム・プライスガウ(一一二〇年)を経て、十二世紀後半期にゴスラール、エフアアデング等に移されたと見る(8)。この見解は、ヘルバート・マイヤア教授の賛同されることとなつてゐる(9)。

ところで、バイヤレ教授のいはれるところが、そのまま利用され得るとせば、本節における問題は簡単に解決

されることにならう。何となれば、ブルゲンセスは、既に述べたメルカトオレス(商人仲間)と同一義となるわけであるから、十二世紀以降の都市關係文書に、ブルゲンセスが特權享受者として記載されてゐることは、疑義を挟む餘地がないのである。然しバイヤレ教授の結論には、反對の見解もある。それは、獨逸語文書におけるブルゲンセスには、初期の商人仲間以外の者も含まれると做すものである。夙に宮下孝吉教授は、「ストラスブルグに於ける都市領主制と市民階級の發端とに就いて」と題する論文の中で、十二世紀におけるブルゲンセスの意味を詳細に検討されてゐるが(10)、これをその一例として掲げよう。それによれば、シトラスブルクの一一三一一一六二二年の文書にいふブルゲンセスとは、經濟的又は法律的に統一された一つの等族ではない。「即ち十二世紀の中頃は、ミニステリアルが商人や手工業者と相並んで、ブルゲンセスの中に加はつてゐた。この時代のブルゲンセスは、ブルグの住民、換言すれば *Altsiedel* 及び *Neusiedel* の住民を意味してゐたと考へられる。然るに、一一六二一一九七年の文書には、ブルゲンセスの意味が變更して現はれてゐる。即ちそれ以前には一つの名稱の下に一括されてゐたものが、十二世紀の末になつて、ミニステリアルとブルゲンセスとは明かに分離し對立して使用されてゐる。従つてこの時以來、ミニステリアルの等族は、ブルゲンセスの等族即ち市民の等族と對立して來たのである。」十二世紀後半のシトラスブルク第一都市法にいふブルゲンセスとは、都市の商人、貨幣鑄造者仲間及び手工業者が形成した市民團體、「この種の新しき市民の等族を意味する。従つてミニステリアルは最早ブルゲンセスとはいはれず、これに對して一つの例外的地位を占めるに至つた」。

ロマ時代から商業・交通の中心として存続してゐた西南獨逸の司教都市の事例を以て、本稿の目的とする東北獨逸の建設都市の状態に適用する是否はさて置き、宮下教授の研究によつて、ブルゲンセスには、初期の商人仲間以外の人口要素が含まれることもあることが指摘されてゐるのである。のみならず、當の北獨逸のゴスラアルに關しても、これと同じ事態が窺はれるのである。即ちフレリッヒ教授が、一三一九年の特許狀を中心に吟味されたところによれば、ゴスラアルにおけるブルゲンセスなる概念内容は、「都市の自由且つ無負擔の土地を所有し、これに基いて都市統治上に優越せる都市定住の家族を指す。それは一は騎士出身の門閥、他は商人の精粹^{エリテ}である。彼等の家屋は、この無税所有地に建てられるのであつて、賃貸料收益權(Wortzinsrecht)の附せられた家屋ではなし。そして恐らくその所有に屬せる市場地區を、權利少き後來の移住者に對し、賃貸料徴收の下に世襲的賃貸借地(Erbliche)とせる者である。又この Bursensen の兩階級は、市場建物の所有權をも有してゐたやうである(11)。即ち、これを以てすれば、ブルゲンセスには、中世都市住民たる手工業者や雜貨商(Kraher)は含まれてゐない。これ等は、右の特許狀にいふハビタトオレスであつて、いづれも賃貸料收益權の附せられた敷地のみを得るに過ぎない市民層、換言すれば、都市の世襲的賃貸借地のみを占有し、完全市民權の基礎たる無負擔の土地所有から隔絶されてゐる者である(12)。然しブルゲンセスは、單に初期の商人仲間のみによつて占められてゐるのでないことが、ゴスラアルに ついてもいはれるのであつた。

この他方において、前記バイヤールの見解、即ちブルゲンセスを以てメルカトオレスと同一視する事例は、エア^{エア}ンスト・マイヤアの著書に多く掲げられてゐる(13)。従つてここには、ブルゲンセスは、メルカトオレスと同一内容の語であることもあり、又これと違つて、前者には後者に屬しなかつた人口群を含むこともあるといはざるを得ない。しかも本節において問題とするところは、ブルゲンセスの構成者の如何よりも、ブルゲンセスの有せる優越的地位の根源を探ることに置かれる。その限りに於いて、初期の商人仲間には存しなかつた手工業者の如きが、ブルゲンセスの中に包含されてゐても差支はないことにならう。但し、この場合、そのブルゲンセスの中に伍して、初期の商人組合に屬せる者乃至その後継者が、依然手工業者その他の新附の構成要素よりも拔んでた位置にあることが明かにされ、そしてその優越の根據が、端緒期より獲得せる經濟的・法律的特權にあることが示されることは必要なのである。ここにおいて、再びゴスラアルの事情を顧みて、以てこの課題を果すことにした。

- (1) Joachim, a. a. O. S. 90, 100.
- (2) Köhler, a. a. O. S. 56-7.
- (3) von Below, V. S. W. G. Bd. 7. S. 433 ff.; Bd. 18. S. 246 ff.; Bd. 19. S. 330-1; Bd. 20. S. 132 ff.
- (4) メルカトオレスに次いで、謂ゆる市民の上層(完全市民)として、civesの語が用ゐられてゐるが、本稿においては、問題を簡單にする爲め、キツニスについて觸れない。
- (5) Frölich, Verfassungsentwicklung, S. 102.
- (6) Beyerle, a. a. O. S. 26 f. これはリチャールの市場的移住に當るとみてよいであらう。
- (7) Ebenda. S. 38.

- (e) Ebenda, S. 32, 38.
- (f) Meyer, a. a. O. S. 56. Anm. 171.
- (10) 國民經濟雜誌、第五十二卷第二號、八三—八五頁。
- (11) Frölich, Verfassungsentwicklung, S. 104.
- (12) Ebenda, S. 113, 117, 105 Anm. 1.
- (13) Ernst Mayer, Deutsche und französische Verfassungsgeschichte vom 9. bis zum 14. Jahrhundert. (Leipzig, 1899.) Bd. 2. S. 227-9, 228. Anm. 7.

五

シタウファア王家とヴェルフ王家との長き争ひに、ゴスラールのブルゲンセスは前者の側に加擔したのであつたが、これに報ひる爲め、一二一九年皇帝フリードリッヒ二世は、ブルゲンセスの従前の法的地位を確認する特許狀を賦與した(1)。この特許狀の第三十八條に、貨幣鑄造者組合を除いたゴスラールの全ギルド及びインヌングの解散が命ぜられてゐる。この條項は、數年ならずして(一二二三年)解かれてゐるが、然し、大工職と織物工との團結は依然禁止されてゐた(2)。

扱てフレリッヒ教授の説かれるところによれば、この特許狀におけるギルド解散は、手工業者組合を對象としたものであつて、大商人に及ぶものでなかつた(3)。ゴスラールの手工業者その他より成るハビタトオレスは、當時ブルゲンセスに敵對してゐたのであつて、この特許狀は後者の爲めのものであつたのである。このブルゲンセス

には、メルカトオレス(初期の商人組合)が含まれる。然し彼等は、既に述べたやうに、市場的移住の時代に、都市領主から與へられた特權に基いて特殊的地位を擁してゐたのである。従つて、かかるメルカトオレスの後裔たる大商人は、特許狀にギルド又はインヌングとして記載されてゐる手工業者團體とは、判然と區別されてゐたのであつた。更に、數年後の解禁令には、織物工の團結が依然禁止される理由が明示されてゐる。それはこのギルドが、大商人の織物商經營に障害を與へるからといふのであつた(4)。これは既述の如く、織物商經營が、都市建設期に發する大商人の留保權に基くものであつたことを示すものといはねばならない。即ち、この權利の侵害を阻止することが圖られたわけである。

右の大商人に對立した手工業者その他の團結は、パン焼職、肉屋、靴職、雜貨商の組合を主とするものであつた(5)。これ等日常必要品を取扱ふ手工業者乃至小賣商と、大商人との對立はこの後にも絶えることなかつた(6)。蓋し組合禁止の廢棄によつて、事態は再び舊に復することになつたからである。しかも大商人に對しては、織物商獨占が確認されたことを考へれば、解禁令は手工業者等の勝利を意味するものではないといへよう。そして上層商人を主力とするブルゲンセスの經濟的優越は、政治的領域に反映して、ゴスラール市會は當初彼等のみによつて構成されたのであつた。これについては、既に觸れたところである。更に、この後打ち續いたブルゲンセスとハビタトオレスとの對立の經過は、他の都市における上層大商人・都市貴族對手工業者の抗争とさして異色はないから、ここに省略しよう。結局、ゴスラールでは、一二九〇年市會の改組によつて、騎士家族は引退し、大商人と鑛山關係

者の外に、雜貨商や手工業者組合の代表者も市會に參與することになつて、對立は解消されたのであつた。この時を以て、土地所有と完全市民權享受との舊來の繋りは、絶たれることになつたのである(7)。

この結末は、それまで都市の統治組織の上に決定的な役割を演じてゐたブルゲンセスなる等族の解體でもあり、新たなブルゲンセスなる等族の成立でもあつた。初期の商人仲間に發する大商人を中心として見れば、前者の表現を以てすべく、市民共同體乃至都市共同體の成長の上から考へれば、後者を以て適當とする。然し本稿においては商人仲間——大商人の都市制度上における役割が中心問題となるのであるから、前者を採るべきであらう。ところで、ゴスラアル市の中心機關たる市會の改造後において、舊ブルゲンセスの統治組織上の地位は如何なるものであつたか。いまこれを、一二九〇年及び一二九八年の市會議員の構成から窺つてみよう。先づ前者における議員總數は十九名、この中で、大商人と鑛山業者とに屬する者は夫々六名、残り七名が雜貨商・パン焼職・靴職・肉屋のギルドに屬する者であつた(8)。次に一二九八年には、造幣者ギルドが參與することになつたので總數二十一名に増してゐる(9)、この全員の三分の一が雜貨商と手工業者に、三分の二が大商人・鑛山業者・造幣者によつて占められてゐる。のみならず、この後者は量的優越の外に、格式その他において前者よりも抜んでゐたのであつた(10)。又後者は、六人衆(Sechsamen)なる形態を以て、市會の首脳部を占め(11)、議員選舉會議體(六名より成る)も、恐らく六人衆を以て構成されたものと做されてゐる(12)。これ等を以てすれば、舊ブルゲンセスは、手工業者等の政治的進出によつて讓歩を餘儀なくされたのであつたが、然しその後の市會においても、尙優越的地位を維持してゐ

たことが推察されよう。しかも、六人衆又は選舉會議體の壟斷によつて、舊來の市會制度乃至都市統治制度上の代表權を依然掌握し続け、以て謂はば封鎖的なグループを構成してゐたのであつた。これは、本稿において問題として來た謂ゆるギルド的性格の現はれと見られ得るのではなからうか。これを以て、嘗ての商人仲間の性格が、後年の市制上に遺された一證と做すことは、牽強附會の觀方であらうか。

以上、フレリッヒ教授の研究に従つて、ゴスラアルにおけるブルゲンセスが、市會改組の以前においても、亦以後においても、都市統治の上に優越的地位を占めたことを述べた。これがゴスラアルのみに限つて見出される事象ならば、中世北獨逸の建設都市制度と商人仲間乃至大商人との關聯の再吟味は、これを要請し得ないところである。然し、例へばシュモラー教授の擧げられる事例(ゲッチンゲン、ドルトムント等)に(13)、ゴスラアルにおけると類似せる點が存すると見られる以上、都市統治組織に及ぼせる商人仲間の役割は、一應顧みらるべき價值あるものなるかに考へられる。これが商人ギルド始源説であるとして、直ちに是否を決定することは速斷に過ぎよう。但し、これを以て私は、端緒期の商人仲間の影響が後年まで遺され、それが市制の構造に現はれることあるをいふだけであつて、商人仲間とその後の大商人乃至大商人ギルド(これについては本稿では關説しなかつた)とが同一物であるといふのではない。この兩者は、都市史上に出現する時期も異り、又假令名稱は同じことがあつても、第一次のそれと第二次のものとはこれを等置するを得ないことを俟たないところである。

本稿に關聯して採り上ぐべき問題は數多い。これを前述のゴスラアルの經過に限つても、例へば前記市會改組後、

これに參與するに至つた手工業者が、パン焼職・肉屋・靴職だけに止つて、他の皮革職や鍛冶職等々は何故に政治的進出を爲し得なかつたのであるかの如きは、直ちに問はれるところであらう。或は雜貨商といひ小賣商と呼ばれるものが、手工業者群と同一系列に置かれた所以も問題とならう。これ等は、バイヤール教授の新市場聚落の分類(14)と關聯して考察するならば、得るところあるかに考へられるのであるが、本稿の課題の限定の下に、ここには觸れない。更にゴスラールにおいても、市民乃至都市制度と教會との關係は淺からぬものあること、既にエェリッヒ・シラーの指摘するところであるが(16)、本稿においては省略した旨を附言せねばなるまい。それは又、ラムメルスベルク鑛山に關する諸問題にも該當する。

リィチュールのいふ市場的移住の形成に、商人仲間が演じた役割、更にこれが建設都市制度との間に有する關係について、今尙考慮すべき餘地の存することを、私は以上において窺つたのである。

- (1) Keutgen, a. a. O. Nr. 152.
- (2) Ebenda, S. 183.
- (3) Frölich, Verfassungsentwicklung, S. 113.
- (4) 大工職の團結禁止が廢されなかつたのは、ブルゲンセスに包含される鑛山業者(Silvanen)の利害を顧慮してであつた。(Ebenda, S. 123. Anm. 3.)
- (5) Ebenda, S. 91
- (6) Ebenda, S. 123 ff.

- (7) Ebenda, S. 154.
- (8) Frölich, Ratsverfassung, S. 38 f.
- (9) Ebenda, S. 33.
- (10) Frölich, Verfassungsentwicklung, S. 125.
- (11) Frölich, Ratsverfassung, S. 25. Anm. 3, 48.
- (12) Ebenda, S. 45 f.
- (13) Vgl. Gustav Schmoller, Die älteren deutschen Kaufgilden und die der Nachbarländer, Schmollers JB. Jg. 42. (1918), S. 79, 80, 83.
- (14) バイヤール教授は、新市場聚落を次の如く區別される。(1)從屬的市場(angelehnte Markt)——これは該地に土地領主及び裁判領主の本據があつて、これと直接關聯せる市場。(2)獨立的市场(eigenständige Markt)——前者と異り、村落耕地、荒蕪地、或は交通の便宜なる地に創設されたものであつて、市場領主にとつては、市場稅收得その他間接的經濟利益によつて意義ある市場。この兩者の中で、後者は比較的容易に都市の自由を得たが、前者にあつては、市場領主・都市領主と激しい鬭争の後に自治を得た(Vgl. Beyde, a. a. O. S. 3, 9, 14-5, 49-51)。尙本文にいふ問題にとつては、右の前者(從屬的市場)において、市場自由と並んで長らく莊園法が適用され、これは日常必需品の取引に關する土地領主の罰令權に基くといふ點が、日常必需品を取扱ふ手工業者乃至小賣商の他の手工業者群に優越するに至つた根據として一考する要のあるところである。そしてメルカトオレスの活躍する場所として、バイヤール教授のいふ獨立的市场が當てられるものとするれば、ここにゴスラール市場をこの兩者の綜合より成るものとする觀方が可能とならう。たゞこの方法が他の建設市場にも應用し得るやは、考量すべき點である。

(5) Erich Schiller, Bürgerschaft und Geistlichkeit in Goslar (1290-1365). (Halle a. S. 1912).

租税經濟の理念

永田清

一

從來の財政學が租税を問題の対象とするとき、その理論的根據となつたものは、多く租税配分の原理としての利益、義務、等價、能力、道德等の理念であつた。この種の理念は國家需要の合理性を説く上において役立つところ多く、且つその目的とするところも亦、主としてこの合理性の主張におかれてゐた。私は今この理念の當否を問題としてゐるのではない。言はんとするところは、縱令租税配分の原理が如何なる理念によつて根據づけられやうとも、それは決して租税經濟そのものに觸れてゐないこと、換言すれば、租税の國民經濟的理解でないといふことである。租税經濟と言ふ限りは、租税を國民經濟との内的關聯において理解しなければならぬ。そこに初めて租税そのもの、經濟的意義が明らかにならる。

無論從來の租税論がその理論的根據として義務、道德等の理念をもつたことについては、財政學の立場において一應説明さるべき事柄である。財政は國家の經濟的活動であるため、常に理論客體と政策主體との相交渉する世界